様式第４（第７条関係）

東浦町太陽光発電設備設置に関する協定書

　東浦町（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、東浦町内の別紙の土地において、乙が行う太陽光発電設備の設置について、東浦町太陽光発電設備設置に関する指導要綱（以下「要綱」という。）第７条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

第１条　乙は、太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令及び要綱を遵守するものとする。

第２条　乙は、発電事業を中止し、又は終了するときは、責任をもって発電設備を撤去するものとする。

第３条　乙は、太陽光発電設備を第三者に譲渡しようとするときは、譲受人に対し、本協定書の内容、甲との協議内容及び甲からの指示事項を第三者に承継するものとする。

第４条　甲は、要綱の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、職員を設置区域に立ち入らせ、調査させることができるものとする。

第５条　本協定書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙が互いに誠意をもって協議し、解決するものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、双方記名押印の上、甲・乙各１通を保有する。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　甲　東浦町大字

　　　　　　　　　東浦町長

　　　　　　　乙

別紙

土地の表示

|  |  |
| --- | --- |
| 所　在 | 地　番 |
| 東浦町 |  |